

グループホーム“かわたな”重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）

介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用共同生活介護）

令和7年4月1日

1. 事業主体概要

事業主体名	正和会
法人の種類	一般社団法人
代表者名	楠本 真衣
所在地	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷397番地
法人の理念	誠意・真心のこもったサービスと、いっぱい笑顔で、私たちは地元にご貢献します。

2. ホームの概要

ホーム名	一般社団法人正和会 グループホームかわたな
ホームの目的	要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。
ホームの運営方針	グループホーム“かわたな”は、利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、各々の短期利用共同生活介護計画及び介護予防短期利用共同生活介護計画に基づき、適切なサービスを提供するものとする。
ホームの代表者	代表理事 楠本真衣 統括責任者 石井明美
ホームの管理者	Aユニット 西浦由美子・Bユニット 飯森ミエ子
開設年月日	令和元年 12月 1日
保険事業者指定番号	4291200071
所在地	〒859-3615 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷397番地
電話番号・FAX番号	TEL：0956-20-6858／FAX：0956-20-6855
交通の便	JR川棚駅より徒歩10分
敷地概要（権利関係）	賃貸（理事長所有）
建設概要（権利関係）	法人所有
居室の概要	Aユニット：9.6畳（2部屋）、8.5畳（1部屋）、6.5畳（6部屋） Bユニット：9.6畳（2部屋）、8.5畳（1部屋）、6.5畳（6部屋）
共用施設の概要	トイレ（4ヶ所）、洗面所（2ヶ所）、浴室（2ヶ所）、台所（2ヶ所）、その他
緊急対応、防犯防災設備等の概要	ナースコール（各居室、トイレ）、火災報知器、消火器、誘導灯 セコム株式会社とセキュリティー契約、損害賠償責任保険加入

3. ホームの運営理念

- ①利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に介護を行います。
- ②利用者が、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るように、配慮して介護を行います。
- ③利用者またはその家庭に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- ④利用者の身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ⑤事業者は、ホームの質の評価を行い、常にその改善を図っていきます。
- ⑥行政・保健・福祉・地域との綿密な連携を図り、よりよいサービスを提供します。

4. 利用者及び利用者代理人の権利

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ①独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ②生活やサービスにおいて、十分な情報情が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
- ③安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- ⑩生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています）

5. 利用者及び利用者代理人の義務

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ①利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- ②他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③特段の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと、ただし、利用者及び利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合には、速やかに事業者にしらせること
- ⑤市町村並びに介護保険法その他の省令に基づく事業者への立ち入り調査について、利用者及び利用者代理人は協力すること

6. 協力医療機関

協力医療機関	1：本川医院　2：山本整形外科 3：鈴木病院　4：中尾ファミリー歯科
診療科目	1：内科　2：整形外科　3：精神科　4：歯科

7. 職員内容

職種	職務内容	Aユニット	Bユニット
管理者	事業所の従業者の管理及び指定短期利用共同生活介護及び指定介護予防短期利用共同生活介護の利用に係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	1名 (計画作成担当者・ 介護従業者と兼務)	1名 (計画作成担当者・ 介護従業者と兼務)
計画作成担当者	短期利用共同生活介護計画及び介護予防短期利用共同生活介護計画を作成する。	2名 (うち1名は 介護支援専門員)	2名 (うち1名は 介護支援専門員)
介護従業者	指定短期利用共同生活介護及び指定介護予防短期利用共同生活介護の提供に当たる。	9名 (うち1名は兼務)	8名 (うち1名は兼務)

8. 勤務体制

早出：7:00～16:00 日勤：8:30～17:30 遅出：10:00～19:00 (Aユニット3人以上、Bユニット3人以上) 夜勤(Aユニット1名・Bユニット1名) 17:00～翌 10:00
--

9. 利用定員及び利用期間

Aユニット：1名 Bユニット：1名

1ユニットにつき、1名を限度として、30日以内の期間を利用

10. サービス及び利用料

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助、機能回復訓練、健康管理、相談、援助等は、要介護度に応じて包括的に提供される。 （利用料は1割又は2割）
保険対象外サービス	・利用者が選定する特別な食事の提供 ・利用者に対する理美容サービス ・その他（利用料は実費）
オムツその他個人の消耗品の費用	利用料は実費

<短期利用>

保険区分 (1割負担)	介護費 ①	サービス 提供 提供体制 加算 I ②	医療連携 体制加算 I	介護職員 等処遇 改善加算 I 18.6%	生活費 2900 円	1 日の 合計
要支援 2	777 円	22 円	57 円	159 円	食材料費	4,365 円
要介護 1	781 円	介護福祉 士が 70% 以上配置	57 円	160 円	1,500 円	4,370 円
要介護 2	817 円		57 円	167 円	家賃	4,413 円
要介護 3	841 円		57 円	171 円	1,700 円	4,441 円
要介護 4	858 円		57 円	174 円	水道光熱費	4,461 円
要介護 5	874 円		57 円	177 円	150 円	4,480 円

* 介護職員等処遇改善加算 I は、①～③の合計×0.186（小数点以下四捨五入）により算出されます。

* 1ユニットにつき1名を限度として、30日以内の期間を定めます。

* 水道光熱費 150 円 食材料費内訳 朝食 400 円・昼食 550 円・夕食 550 円

* 若年性認知症利用者の方は、120 円／日 加算となります。

* トイレ付きの個室は、1 日 100 円の追加となります。

* オムツ代・病院受診代は実費となります。

*** 医療連携体制加算について**

1、事業所の職員として看護師が勤務し、入居者の日常の健康管理を行い、24 時間連絡できる体制を確保します。それにより、状態の急変を可能な限り早期に把握し、悪化を未然に防止するよう努めます。

①介護職員は利用者の生活記録・病歴・病院受診記録等の情報を看護師へ提供します。提供する情報は必要な範囲で行います。

②看護師は利用者の全身状態の観察を行い、健康状態を把握し、記録します。

③看護師は利用者の健康状態を踏まえ、介護職員に対し医療面からの適切な指導、援助を行う。

2、医師との連絡調整を行い必要な医療処置を行う。

1 1. 緊急時・事故発生時などにおける対応方法について

従業者は、利用者の容態の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医やその家族に連絡する等の適切な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

1 2. 非常災害対策について

管理者は、消防法施行規則第 3 条に規程する消防計画及び水害、地震等の自然災害に対応するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

1 3. 苦情の受付について

1 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情解決責任者 統括責任者 石井 明美

○ 苦情受付担当者 管理者兼計画作成担当者 西浦 由美子・飯森 ミエ子

○ 第三者委員 俵谷 勝衛 ・ 岬 常春

* 受付時間 8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

* 電話番号 0 9 5 6 - 2 0 - 6 8 5 8

また、苦情受付ポストを事務所カウンターに設置しています。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①苦情受付担当者が苦情申出の窓口として対応する。なお、相談に訪問した入居者及びその家族のプライバシーと秘密保持のため 1 階相談室にて対応する。

②苦情受付担当者が、苦情内容、苦情申立者の意向を確認、記録し、その内容を苦情解決責任者へ報告する。

③苦情解決責任者は、苦情内容の報告を受け、その場で解決できると判断される事項については、苦情申立者と協議し、解決を図る。

④行政機関その他苦情受付機関

長崎県国民健康保険団体連合会 国民健康保険団体連合会	受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く） 電話番号 095-826-1599 FAX 095-826-1779
川棚町役場介護保険係 川棚町地域包括支援センター	受付時間 8:30～17:15（土日祝日は除く） 電話番号 0956-82-3131 FAX 0956-82-3134
長崎県社会福祉協議会 長崎県運営適正化委員会	受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く） 電話番号 095-842-6410 FAX 095-842-6740

⑤上記③での解決が困難な場合は、第三者委員の立会いにより、客観的な解決を図る。

14. 第三者委員による苦情解決

「一般社団法人 正和会グループホームかわたな」は、以下2名を第三者委員に任命する。

* 前川棚町社会福祉協議会会長

俵谷 勝衛

東彼杵郡川棚町下組郷406-25 (0956) 82-2886

* 川棚町社会福祉協議会会長

岬 常春

東彼杵郡川棚町下組郷18-4 (0956) 82-3604

①第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申立者に対して報告を受けた旨を通知する。

②第三者委員の立会いによる苦情申立者と苦情解決責任者の協議は次により行い、苦情解決を図る。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による事情聴取

ウ 第三者委員による解決案の調整、助言

エ 協議内容や改善事項等の書面での記録や確認

オ 第三者委員は、苦情申立者に対して協議内容や改善事項等を書面で通知

③第三者委員は、苦情解決責任者に、苦情申立者に対し改善を約束した事項について一定期間経過報告させ、サービスの質の維持、向上に努める。

15. その他参考事項

①サービス提供の質を高めるため、定期的な研修及びミーティングを行う

16. 虐待の防止について

従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修参加を通じて従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努める。

17. 身体拘束について

介護保険指定基準上、身体拘束を行うことは禁止である。しかし、「当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫上」「非代替」「一時性」の3つの要件を満たした場合のみ、最小限に身体拘束を行う。その際は、家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束する時間、期間等を記録し、別紙において説明・確認を行うこととする。

令和 年 月 日

短期利用共同生活介護サービス及び介護予防短期利用共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

一般社団法人 正和会 グループホームかわたな

説明者職名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期利用共同生活介護及び介護予防短期利用共同生活介護の提供開始に同意しました。

・利用者 住 所 東彼杵郡川棚町

氏 名

・利用者代理人（親族代表）

住 所

氏 名

続 柄
